東北大学大学院法学研究科・法学部 外部評価(第三者評価)委員会 [平成 25 年度] 評価結果

(前注)

東北大学大学院法学研究科・法学部の外部評価(第三者評価)は、東北大学法学部・法学研究科外部評価(第三者評価)委員会内規(後掲・資料)第2条

「①法学部・法学研究科の研究教育に係る活動実績・活動状況・環境整備状況等について 客観的評価を加え、活動内容に問題点・改善点があるときは、これを指摘すること。

②外部評価(第三者評価)報告書のとりまとめに関すること。」 をふまえ、同研究科・同学部の今後の研究教育活動の改善を図るために行われるものである。

この評価結果は、あらかじめ同研究科・同学部から委嘱を受けた外部評価委員(後掲・資料)が、書面調査、学生・教員へのインタビューを含む現地調査、外部評価委員会(平成 26 [2014] 年 2 月 7 日 15:50 から 17:20 まで、東北大学法学部大会議室にて開催)における意見交換などを経て、まとめられたものである。

とりまとめに際しては、東北大学大学院法学研究科・法学部の評価改善委員会において 原案(外部評価委員からのご意見・ご指摘をそのまま記載することを旨とした)を準備し、 外部評価委員に必要に応じて修正をお願いした上で評価結果を確定することとしている。

貴重なご意見・ご指摘を賜った外部評価委員の方々に、この場を借りて、厚く御礼を申 し上げたい。

東北大学大学院法学研究科・法学部 評価改善委員会

I 法学部·研究大学院全体

評価項目1. 学部の教育内容 (大変良い:4名、良い:3名)

【評価すべき点】

- 法科大学院ができた後の法学部の目的については不明なところがあるが、学問を教えるというスタンスでよいように思う。多彩な良い教員もそろっているし、シラバスを見ても、学問のおもしろさを伝える内容を自由に設定している雰囲気が見られ、私が受講したいような内容の授業が沢山ある。
- 多様性と選択の自由は評価できる。
- 専門科目を選択必修の「基礎講義科目」と、「基幹講義科目」、「展開講義科目」及び「学部演習」に分け、基礎講義科目に、「民事法入門」「刑事法入門」「司法制度論」「法と歴史」「比較法社会論」を配置して専門教育の土台づくりに尽力されている点は高く評価できる。
- 演習では「交渉演習」という科目が設定されており、『交渉の達人』や『ハーバード流交渉術』といった興味深い教材を使用し、英語での交渉も試みられていることは極めて有意義で素晴らしいと思う。対象学年に2年生も含めてもいいように思う。
- 講義・演習とも多様な科目が設定されており、学生の知的好奇心に十分に応えうるものになっていると考えられる。
- 「基礎講義」・「基幹講義」・「展開講義」の3段階のカテゴリーを設定し、それぞれの 段階の科目の配置に配慮することにより、「完全自由選択制」の伝統を踏まえて学生の自 主性を活かしつつ、学部が目的とする「法政ジェネラリスト」としての知識や思考能力が 身につくよう工夫されたカリキュラムとなっていると考えられる。
- 学部の特色である「少人数教育」の更なる充実を図るため、1年次から演習の履修を 可能としていることは評価できる。
- 科目内容は多様、かつ、基礎的授業と先端的授業がうまく組み合わされている。

【今後の課題等】

- 一部の大学でみられる「公法入門」といった科目も検討に値するのではないだろうか。 なお、2011 年度には「英米法」を 163 名の履修者が受講している。この分野のもう少し 手厚い科目編成がなされてもよいのではないだろうか。印象として、「英米法」の講義に 加えて、私法・司法を中心とした「アメリカ私法」「アメリカ契約法」などが検討に値す ると思われる。法曹実務、ビジネス実務で直面する可能性が高く、学生のニーズも強いと 思われる。
- 英語の授業をさらに増やすべき。科目により、仏語の授業も必要。
- 貴学のカリキュラムでは、2年次にかなりの基幹講義科目が割り振られている。とくに目を惹くのが、行政法Iと行政法IIが2・3年次配当になっていることである。これを

2年次で受講した場合、いずれも半期で4単位であるから、1週間の学習計画でかなりのウェートを占めると予想される。行政法Iを学ぶ2年次前期の段階で、行政法学習に余裕をもって取り組めるだけの前提知識は備わっているのであろうか。憲法Iと民法総則を1年次後期で受講済みのはずであるが、契約法・債権総論は2年次前期で行政法Iと同時進行である。学生はベースとなる知識が少々不足しているのではないか。あるいは逆に、教員の方で2年次の学生に配慮して、講義内容を自分の希望よりも易しく構成することになってしまわないか。

シラバスを見ると、基礎講義科目である民事法入門、刑事法入門および司法制度論を聴けば(できれば「法学の理論」も聴いてほしいものである。しかし、この科目はむしろ3年次で既習科目の関連付けのために受講した方がよいかもしれない)、一応はそれ以降の学習の見通しが立つようにも思われる。これらの科目と、それ以降の2年次配当の基幹講義科目(とくに行政法 III)との間に、受講者が認識し得るほどに明瞭な有機的連携が求められよう。おそらくそこは教員間で意識されているものと思われた。

貴学では、基礎教育科目について6単位を選択必修としている以外には必修の縛りがなく、そこに貴学らしさ(自分独自の判断による学びの創造)を出しておられるものと理解した。実際には、専門教育科目で 90単位以上を取得しなければならないので、それほど個性ある選択はできないようにも思われるが、はたして実際はどうであろうか。展開講義科目の選択で個性を出せるということかもしれない。

以上の点について、2014年2月7日に開催された東北大学法学部・法学研究科外部評価(第三者評価)委員会において貴学関係者の意見を求めたところ、貴学においては、次の項目で言及するアドヴァイザー制度およびクラス顧問制度が履修の方向づけにとって大きな意味をもっていることが理解できた。これらの制度が全体として真摯に運用されていることと、法科大学院の学生との面談において貴学部出身者から貴学のプログラムへの不満が全く聞かれなかったことを重ね合わせると、貴学のカリキュラムには合理性があり、相当の成果を挙げているものと評価できる。

評価項目2. 学部の教育方法 (大変良い:2名、良い:3名、特に問題はない:2名)

- 外国語を使う授業があることは非常によい。もっと増やしてもらいたい。外国語の訓練は若い時に鍛えないと学習の時期を失してしまう。
- リベラルアーツを全学教育として配置し、専門科目を基礎・基幹・展開のステップ型 に編成し学生がより深く広い視野で理解が得られるように工夫されている点は高く評価 できる。また、入学時のガイダンスのなかで履修モデルを提示して学生の勉学に方向感を

与え、少人数教育を徹底させるために学生一人一人をサポートする「アドヴァイザー制」 を設け、また、2年次に「クラス顧問制」を採用し、学生の帰属感を掌握している点など、 全体として高く評価できる。

○ 講義・演習とも多様な科目を設け、講義で培った知識や思考力を少人数での演習を通じて深めていく機会が十分に提供され、学生が主体的に選択できるようになっていると考える。

【今後の課題等】

- 演習で培われる、主体的に課題を発見してそれを多角的な観点から分析する力や、課題の解決に向けて様々な立場の者とディベートをする力は、卒業後に実務に当たる際においても極めて重要なものである。学生が積極的に演習を履修するように期待したい。
- 講義のみでは、学生の法学に関する関心を喚起することは困難である。学部演習は必 須としたほうが良いのではないか。
- 私が一番注目したのは、1年次におけるアドヴァイザー制である。それは上記の必修の縛りが緩いことと関係する。「東北大学法学部2014」の学生座談会の記事によれば、科目選択の自由度が高いだけに、ぼんやりしていると何をしてよいか分からないままに時間が過ぎてしまう危険性もあるようである(6頁浅野目君発言)。おそらく学生諸君がそういう状態に陥らないようにとの配慮からアドヴァイザー制が設けられたものと推測するが、学生の利用度はどうか。効果は顕れているか。そもそもアドヴァイザーにはどのような人材を充てているのか。

また、2年次にはクラス顧問が付くようであるが、それは教員が担当するのか。その役割は何か。この段階で履修の在り方について的確なアドヴァイスがなされれば、たしかに個性のある学びを創造し易くなると思う。

以上の点については、すでに先の項目との関わりで述べたように、2014年2月7日に開催された東北大学法学部・法学研究科外部評価(第三者評価)委員会において貴学関係者の意見を求め、これらの制度が全体として真摯に運用されていることを確認した。履修の在り方について、かなりの助言機能を果たしているものと理解している。

「研究・教育の概要 第 11 号」の 13 頁によれば、2006 年度からは、アドヴァイザー制のほかに履修相談窓口を設置したとあるが、これは現在も機能しているのか。機能しているとすれば、アドヴァイザー制との役割分担はどうなっているのか。もう一点、演習の参加状況と教員側の工夫 (テーマを具体的に設定されている先生が多いような印象をもった)について、具体的なところを知りたい。また、貴学では無料法律相談所という伝統ある活動グループをお持ちであるし、学生諸君の自主ゼミもいくつか動いているようである。そうしたグループへの参加状況をも含めて、学生諸君が少人数で切磋琢磨する機会はどのくらい確保されているのであろうか。これらの点については、まだ十分には理解できていないので、次年度のチェックポイントとする。

評価項目3. 研究大学院の教育内容 (大変良い:3名、良い:4名)

【評価すべき点】

- 研究大学院の後継者養成コースは、現在の後継研究者難の問題を改善する可能性のある面白い試みと思う。ここでも、フランス語、ドイツ語の訓練が大切であり、いくつかの科目で独語あるいはフランス語を使っているのは非常によい。特に法科大学院から後期課程に入学した人達は、法科大学院での語学の訓練が著しく欠落しているので、とくに語学に力を入れる必要があろう。
- 全国レベルの教員スタッフで、質の高い研究がなされており、講義・演習科目も充実 している。
- 後期課程において「後継者養成コース」、「国際共同博士課程コース」、「法政理論研究 コース」の3つのコースを設けたことは、研究大学院に対する社会的なニーズの変化に対 応するための積極的な取組みとして興味深い。今後の研究及び人材育成の成果に期待した い。
- 研究大学院の教育内容は、教員の質がもっともダイレクトに反映される分野であり、 本学はきわめて優れていると考える。

【今後の課題等】

- アメリカ法の科目を手厚くし、立法学といった科目も検討に値するのではなかろうか。
- 刑事政策の学者を育ててほしい。
- 何と言っても注目されるのは、国際共同博士課程コースである。「研究・教育の概要 第 11号」の42頁によれば、このコースでは2年次は海外の大学で学ぶことになっているが、 118頁を読むと、2013年度内にシェフィールド大に入学できるよう準備中の学生が1人いて、これが最初の海外派遣になるようである。それまでにもダブル・ディグリーの実績はあると理解したが、当初の予定通りに制度が回転するようになったのは2013年度からということであろうか。ともかく、これが海外の協定締結校とのいずれとの関係でも軌道に乗れば、素晴らしいことである。現在、このコースに在籍する学生はどのようなテーマを研究しているのであろうか。実定法でも、知的財産法、情報法、会社法、税法などは比較的 国際的に研究し易いと思われるが、そういう方面を希望する学生をも受け入れられる態勢になっているのであろうか。

後継者養成コースは、法科大学院での教育に従事できる研究者・実務家を育てることが 目的のようであるが、コース終了後の進路についてはどのように考えられているのであろ うか。優秀な者はフェローに採用されると書かれているが、それだけでは将来的に安心で きないように思われる。その後の人生を保証するには、教員として採用してもらえるだけ の研究実績を挙げられるように教育しなければならないであろう。その教育はどのように 行われているのか。

法政理論研究コースとは別に後継者コースを設けたということは、法政理論研究コースとは区別して、たとえば従来のような外国法研究は強要しないという方針を打ち出したものと理解してよいか。実際、シラバスを見ると、比較憲法のような外国語を読まざるを得ないものを除き、もっぱら日本語のテキストで日本法を学ぶ科目が多い(刑法分野ではドイツ刑法の理解を深めることを目的としているが、使用文献がドイツ語であるかどうかは分からない)。1つの講義に両コースの学生が参加している局面を想定すれば、はじめから外国法研究は行わないことにしておいた方が方針がはっきりしてよいという意味もあろう。しかし、外国法研究を全く行わないというのでは東北大学のカラーが失われてしまうと危惧するが、そういう意見は出ていないのか。それとも、別に外国法研究の指導もしているのか。

後継者養成コースと法政理論研究コースの区分について以上のような問題意識をもって2014年2月7日開催の東北大学法学部・法学研究科外部評価(第三者評価)委員会に臨んだところ、貴研究科における教育は結局、①従来型の法学研究者養成、②法科大学院卒業者の教育、③政治学の研究者養成の3つに分かれ、②はさらに実務家型(弁護士登録をして一定の経験を積んだ者の教育)と研究者型(従来のタコツボ的な研究ではなく、たとえば「子どもと法」というようなテーマに横断的に取り組む)に分かれるということが分かった。いろいろ工夫されていることに敬意を表するが、実務家型と研究者型の区分はごく最近の企画のようであるから、今後の推移を注視したい。

残念なことには、従来型の研究者養成において、ドイツ語やフランス語の文献を読むことが難しくなってきたとの報告があった。なんとか踏みとどまって、独仏の比較法研究を踏まえた東北大学らしい哲学的思索の伝統を維持して頂きたいものである。

評価項目4. 研究大学院の教育方法 (大変良い:2名、良い:3名、特に問題はない:2名)

【評価すべき点】

○ 国際共同博士課程コースを法学研究科の常設とし、1・3年次は母校で、2年次は海外の機関で学修・研究を行い、ダブル・ディグリーを取得する仕組みは高く評価できる。また、2年次に英語による博士論文指導が行われる点も、ワールドクラスの研究には不可欠のプロセスであり、より積極的な取り組みを期待したい。

○ 多様な演習が教育の中核をなしている。また、研究論文指導を必修科目としており、 全体として学生の知的関心に対し少人数によるきめ細かな教育で応えることができる体 制が確保されていると考えられる。

【今後の課題等】

- 質の良い留学生を確保することが、本学の国際的展開のためにも必須。逆に、留学生 確保のみのために学生の質を落とす必要はない。
- 少人数教育であることは容易に察しがつく。外国人学生が多いようであるから、その 人たちへの日本語力アップに向けた支援という問題もあるのではないか。

はじめから官庁や企業への就職を予定している学生の指導と、研究者を希望している学生の指導を具体的に(教員、時間、テーマ、教材等々について)どのように差異化しておられるかを知りたいものである。

評価項目5. 教員体制・教員組織 (大変良い:5名、良い:2名)

【評価すべき点】

- 若い教員が多いことがよい。女性教員の比率が多いことは日本の法学部のなかでトップクラスではなかろうか。
- 教授29名、准教授24名 (as 平成25年5月) で、女性教員の比率や世代的なバランスも適正であり、高い研究レベルを有するスタッフを擁しており、高く評価できる。
- 教授と准教授のバランスに特に問題はないと考える。・准教授の女性比率が高い水準にあること、女性の教授が増加したことは、男女共同参画の観点から望ましいと考える。 引き続き女性教員の登用に努めることが望まれる。
- 勢いのある若手研究者がそろっており、それぞれの学界の権威であるベテランとのバランスも良い。
- 研究実績のある教員が揃っていて、見事な布陣である。何ら問題はない。

【今後の課題等】

○ 欲をいえば、国際的視野をもった法政ジェネラリスト養成の観点から、有力な外国人 教員を確保し、真のワールドクラスへの飛躍をめざす環境づくりに挑戦していただきたい。

評価項目6. 学生への支援体制

(大変良い:4名、良い:1名、特に問題はない:2名)

【評価すべき点】

- アドバイザー教員、クラス顧問、学生委員といたれりつくせりで、親切すぎるのかも しれない。
- 申し分ないが、しかし、過保護ではないかという気がしないでもない。
- 法曹関係者や企業から講師を招き実施されている「キャリアガイダンス」では、学生にとって最大の関心事である進路について具体的な提言やアドバイスがなされており、高く評価できる。また、他学部履修や外国留学先の大学との単位互換も可能となっており、広く活用されることが望まれる。
- 入学時ガイダンスにおける卒業までの履修計画のイメージの提示や、1年次の初期の 段階における教員が学生の進路の選択に応じて履修計画について助言・指導を行うアドヴァイザー制をとって、入学直後から学生が在学中に何を学んでいくかを考えることをサポートする体制を確保していることは、明確な目的意識をもって有意義な学生生活を送ることに資すると考えられ、評価できる。
- 1年次以外にも、新年度開始時に履修相談窓口を設けて学生からの履修計画の相談に応じたり、2年時にはクラス顧問を置いて学生にアドバイスを与えたりするなど、学生の相談にきめ細かく応える体制が確保されていると考える。
- キャリアガイダンスでは、学生が志望する分野で活躍する方の生の声を聴く機会が設けられており、学生にとって進路や今後の履修計画を考えていくうえで貴重な経験となると考える。

【今後の課題等】

- 文書資料からは支援体制の詳細が不明。学生一人ひとりの能力,適性にあった支援が必要と考えるが、学生を一番良く知る演習教官と事務との連携はどのように取られているのか。
- 自習室のほかにコモンルームやリフレッシュルームなどもあり、施設面では恵まれていると思う。その他の面については、まだよく分からない。「東北大学法学部2014」の17-18 頁に掲出されたグランドデザインによれば、貴学の法学系大学院体制の中に、法政実務教育研究センターなる組織が設けられている。そこでは、いわゆるFD問題や教材・研究手法の開発に取り組んでおられるようであるが、現在どの程度機能しているのか。この点は、今回よく理解できなかったところであり、次回のチェックポイントとしたい。とくに悪い印象をもっているわけではないことを申し添える。

評価項目7. 教員の研究活動

(大変良い:3名、良い:4名)

【評価すべき点】

- 実務家教員を除いては研究業績も上げている。(実務家教員については研究業績がないことをマイナスとする趣旨ではない。研究業績に代わる研究者にはない経験があるはず。)
- ○研究活動の評価は2,3年という短いスパンで行えないのではないだろうか。論文の頁数というような量的評価であってはならないと思う。
- 総じて研究第一主義の伝統に相応しい研究成果をあげておられ、学会で高く評価されている研究成果も多く、また、将来を嘱望される若手世代のアトラクティヴな研究も目立つ。今後の法学部の発展が期待される。教育重視の風潮の中、是非とも研究第一主義の伝統を受け継いでいってもらいたい。
- 震災後、教育や研究に専念するには厳しい状況が続いたことと拝察するが、そのような中でも研究活動を継続し、着実に成果を挙げられていることに敬意を表する。
- 貴学教員の科研費取得状況を見ると、目下ご自分が研究の中心に据えておられるテーマで取得されているものが多い(樺島先生の水俣病研究、平田先生のハンガリーのデモクラシー、中原茂樹先生の行政上の制裁、飯島先生の地方分権・地方自治、西本先生の海洋法秩序など)。それが本来の姿だと言われれば、たしかにそのとおりであるが、実際にはなかなかそうはいかないというのが私の実感である。その点、貴学の先生方は立派である。しかも、研究の成果として、きちんと論文を公表されている。そうした研究の成果は、必ずや大学院での教育にも着実に反映されていることであろう。

【今後の課題等】

○ 今後とも、研究重視のための体制を整えていっていただきたい。

評価項目8. その他

- 現在の法科大学院が、教育内容については共通的到達目標と司法試験に完全に制約されてしまって教育の自由は無いに等しいのに対し、学部のシラバスからは自由な学問の空気が感じられることがよい。
- 学内における研究のほか、多くの教員の方が、行政機関における各種委員への就任等、 専門知識を活かして学外においても様々な活動を行っている。引き続き、こうした形での 社会貢献へのご配慮をお願いしたい。

○ やはり仙台という土地が素晴らしい。気温は低い方が頭脳の回転にとってはよいと思う。冬場の寒さは厳しいものと推測するが、それでも北海道出身の学生からみれば、それほどでもないようである(「東北大学法学部 2014」 6 頁の後藤優貴君の発言)。やはり、この環境を活かして、今後ともじっくり考えさせる教育を継続して頂きたい。

【今後の課題等】

○ 平成25年5月、教育再生実行会議で、「①徹底した国際化を断行し、世界に伍して競う大学の教育環境をつくる。②意欲と能力のある全ての学生の留学実現に向け、日本人留学生を12万人に倍増し、外国人留学生を30万人に増やす。」という第三次提言がなされた。そして平成26年度の取り組みとして「スーパーグローバル大学創成」に取り組むとされている。世界水準の教育の享受、世界水準の研究発信をめざすもので、具体的には世界ランキングトップ100をめざすとされている。大学の国際化とグローバル人材育成がいよいよ本格化する。東北大学においても、従前より学生の海外派遣や留学生の受け入れ、海外の大学との交流などが行われている。どこまで参考にすべきか議論のあるところではあるが、東北大学の世界ランキングは150位([2013-14年度]/Times Higher Education「World University Ranking」)で、日本の大学では東大(23位)、京大(52位)、東工大(125位)、大阪大(144位)に次いで5番目となっている。法学部・大学院ともに本格的な国際化に向けてより積極的な取り組みを行い、東北大学の新たな魅力を創出することに尽力していただき、「世界と地域への貢献」を実現し、真の「ワールドクラスへの飛躍」を果たしていただきたい。

Ⅲ 大学院法学研究科 総合法制専攻(法科大学院)

評価項目1. 教育目的と特徴

(大変良い:2名、良い:1名、特に問題はない:1名)

【評価すべき点】

- 東北大学レベルの法科大学院では、教育目的と特徴と言っても「良い法曹を育てる」 としか言いようがないと思う。総花的にならざるを得ないし、それで当然である。
- 「優れた法曹」養成のために6つの資質・能力を措定しているが、①~④は法曹が備えるべき基本的資質・能力であり、⑤~⑥はいわば人間力ともいうべき素養である。この両面をバランスよく育成して行くことは高等専門教育の使命でもあり、その実現を図ろうとする姿勢は高く評価できる。
- 教育目的は、素晴らしい。

【今後の課題等】

- 目的は適切と評価できる。ただ、実務と理論の架橋が、実務家教員の配置と同義のように読めるのは疑問である。研究者教員の教育と実務家教員の教育が整合的で(齟齬せず)かつ相補的であって初めて架橋と評価できるが、具体的にどうなのかは検討すべきところではないか。
- 大きく変容する今日の生活世界や取引世界にあって、法曹への期待は益々大きくなっている。特に、企業間の紛争や知財をめぐる紛争などの例を挙げるまでもなく、国際的視野・感覚を有する法曹の養成も重要になってきている。貴校の教育の特徴の一つになることを期待したい。

評価項目2. 教育の実施体制 (大変良い:3名、良い:1名)

- 優秀な教員を抱えている。TA制度が充実している。施設も大変よい。少人数教育が 実施されていることも評価できる。シラバスからは優秀な実務家教員を抱えているように 見受けられる。これも大変結構なことである。
- 揺れる法科大学院制度の中で様々な施策に取り組まれているのは高く評価できる。特に入学定員を平成26年度入学者から50名(既習30名、未修20名程度)に削減するという決断は、少人数教育を徹底し、まさに「優れた法曹」を養成するための英断といえる。また教員スタッフの面では、研究者教員と実務家教員の協働、年齢構成、女性教員の比率など他校を凌駕する内容といえよう。
- 定員削減、併願制導入は現実的対応として評価できる。

【今後の課題等】

○ 可能ならば、少人数精鋭教育の途を選択したのだから、国際的視野・感覚の養成という観点から、外国人教員を導入し、「国際的な紛争解決という土俵で考える力・発信する力」をもった学生の養成に取り組んでいただきたい。

評価項目3. 教育内容 (大変良い:2名、良い:1名、特に問題はない:1名)

【評価すべき点】

○ 法曹養成機関である法科大学院の教育は、まず司法試験に合格することという不合理なバイアスが掛かってしまうが、現在の日本の異常な状況ではやむを得ない。つぎに、余裕があれば、弁護士になって現実に案件を依頼されたときの面接技術、交渉技術、カウンセリング技術、法律文書作成技術などのスキルの教育が大切であるが、現状ではこれらの教育時間が不足することもやむを得ない。弁護士としての使命やアイデンティティを考えさせる上で日本法曹史、西洋法曹史の科目は他の法科大学院にはない優れた試みである。 少人数・対話型双方向授業で学生の知識定着と理解深化を図り、実務家教員との協働で理論と実務の架橋を目指している点は評価できる。また、法科大学院のカリキュラム基準という制約の中で、法律基本科目、実務基礎科目、展開・先端科目をバランスよく配置し、学生の習熟度を高める工夫がなされており、特に3年次に7科目の「応用基幹科目」を設置し、基本科目の継続的教育を実現している点は高く評価できる。キャリア支援等も充実している。出来ればこの講演のなかに、外国人講師を招き、国際的な紛争の現場を語ってもらい、法文化の違いや訴訟戦略など臨場感をもって体感できるような機会を設け、学生に大きな知的刺激を与える取組も考えられるのではないだろうか。

【今後の課題等】

- FDに注力されていることは評価できる。ただFDが有効性を持っているのかどうかはまだ検討の必要があるように思える。
- 刑事政策的観点をふまえた刑事実務も教えてもらいたい。

評価項目4. 教育方法 (大変良い:2名、良い:1名、特に問題はない:1名)

【評価すべき点】

○ 少人数教育が実践され、双方向授業も行われているようであり、問題ない。

○ 演習の定員を10名程度とし少人数・双方向型教育が行われている点は高く評価できる。また、TA制度やオフィス・アワー制度でより濃密で主体的な教育がなされており、制度としては申し分ない。ほぼ24時間学生に個別の自習室指定席を割り当て、インターネット環境を整えている点も学習環境としてはパーフェクトである。

評価項目5. 学業の成果 (大変良い:1名、良い:3名)

【評価すべき点】

○ 司法試験合格は学業の成果の一部にすぎないが、法曹養成を目的とする法科大学院ではこれが中心的要素になることは現状ではやむを得ない。東京一局集中が進むなかでは現在の司法試験の結果はやむをえないだろう。ただ、現状に甘んずることなく、是非改善をめざして欲しい。

【今後の課題等】

○ 平成23年度と24年度の原級留置者数をみると、L1が2倍に増加し、L2で7名増加となっている。進級制度は同じなので、より厳しく指導がなされたのだろうか。授業評価アンケートでは、23年度と24年度では大差がない結果となっている。この関係をどうみればよいのだろうか。また、法科大学院志願者が激減し、志願者の水準が低下していることからすれば、司法試験合格者が2年連続で40名を割り込む結果となっていることはやむを得ないともいえる。26年度からの募集定員を50名とした直接的原因もこのあたりにあるのだろうと推察される。受験回数3回から5回へといった緩和策も検討されているようなので、今後は、少数精鋭の腰の据わった「優れた法曹」の養成に取り組み、合格率の向上(TOP5内)を図っていくべきだろう。

評価項目6. 進路・就職の状況 (大変良い:1名、良い:3名)

- 司法試験に合格した人については問題はない。合格しなかった人の就職については情報がないが、どこの法科大学院でも悩みを抱えている。しかし、少なくとも司法試験受験を続けている修了生に対するケアがなされているのはよいことである。
- この規模の院としては、大変健闘されているのではないかと思います。

【今後の課題等】

- 結局は、司法試験合格者数で評価されることになるのではないか。学内試験の評価(点数)と司法試験合否の結果とは相関しているのだろうか。
- 教育の如何ではなく、入学者の質で決まっているのではないかとの印象があるがいかがであろうか。
- 法曹をめざす学生は、「法曹養成制度に翻弄され」ており、その結果として最終的な 就職口(弁護士事務所)が減少し、特に専門職としての弁護士職市場が厳しい状況にある。 今後法科大学院の在り方についてどのような抜本的改革案が示されるのかが注目される。 最近では、いくつかの法科大学院で公務員や民間への就業を学生自らが積極的に選択する というケースも増えているようである。進路の多様性も視野に入れ、優秀な若者の将来が 実りあるものになるような適切な進路指導が必要となろう。

評価項目7.改善への取組状況 (大変良い:2名、良い:1名、特に問題はない:1名)

【評価すべき点】

○法科大学院修了者の質を高めるための施策として、「学習支援委員会」を設けて課題を明確にし、その上で「厳格な成績評価の徹底」を図り、入試制度の改善に取り組んでいる点は高く評価できる。とりわけ26年度の定員50名(併願制)への移行は、「優れた法曹」を養成する決め手になるのではないだろうか。おおいに期待したい。

【今後の課題等】

○FD活動については、授業参観と学生アンケートはどこの法科大学院でもマンネリ化しておりほどほどにすべきである。第三者評価対策としては、FD委員会の議事録を作り、真剣な議論をしていることを評価員に示せば良い。FD委員会では多くの法科大学院で真剣な議論がなされている。

評価項目8. その他

【今後の課題等】

- 法学部には地頭力の優れた学生が多いのだから、法学部から東北大学法科大学院への 進学を積極的に誘導すべきである。
- ○既に周知のことではあるが、予備試験の結果をみると、当初危惧された「法科大学院の 崩壊」現象が起こりつつあるように思える。平成25年度の予備試験結果によれば、受験

者数が9224名、最終合格者が351名に達している。また軽視できないのは、この中に、法科大学院在学中の受験生が1497名、合格者が164名含まれている(「法務省平成25年度司法試験予備試験口述試験最終結果」)。このまま推移すればさらに予備試験ルートの受験生・合格者が増加し、いずれは法科大学院ルートと拮抗もしくは逆転してしまうかもしれない。法科大学院の存在が問われかねない。予備試験ルートでは得られない法曹として活躍するための基本的スキルなどが修得できるように、教育現場が競争力をつけていくしかないのかもしれない。今後の法科大学院改革案が注目されるが、貴法科大学院の先生方の尽力そして様々な工夫や取り組みが、おおきな成果に結実することを切に願っている。

○宮城県下、および近県の進学高校への営業を行ってはどうか。地元出身者が大学は東京 に行っても院は東北大に戻る契機を作る。 Ⅲ 大学院法学研究科 公共法政策専攻 (公共政策大学院)

評価項目1. 教育目的

(大変良い:3名、特に問題はない:1名)

【評価すべき点】

- 国家公務員、地方公務員の仕事はますます複雑になっており、日本人の国際公務員の 必要性が強くなっているときに、時宜にかなった大学院である。
- 教育目的が明確であるため、はっきりとした目標と信念のある学生が入学しやすい環境が整っている。
- 貴学の公共政策大学院は、法学系の学問を基礎にした教育ということで一貫させておられると理解した。もちろん、実務の世界から来られた先生方は、経済学や自然科学、それに外交の知識なども持ち合わせておられるはずである。また、経済学理論や財政学の講義も用意されている。しかし、それもやはり法制度を基礎に据えて活きるという認識で運営されているように見受けられる。それはそれで立派な見識だと思う。

評価項目2. 教育の実施体制 (大変良い:2名、良い:2名)

- 机上の理論では無く、体験型教育は大変によい。学生は、実際と理論の間を行き来して、理論を実際にてたしかめ、実際の問題を解決する理論を探し出すことで、理論をしっかり理解することができる。
- ○必修科目の公共政策ワークショップでは、1年次は現実にある身近な政策課題について、2年次には自ら国又は国際レベルの政策課題を見出して、それぞれ解決策を検討していくこととされており、学生が着実に力をつけられるよう配慮されたカリキュラムが構成されていると考える。
- 政策立案に資する情報を的確に収集・分析する力は、政策実務において大変重要であ り、「政策調査の技法」を必修としていることは適切であると考える。
- ワークショップについては、目玉的授業としてほぼ確立したように見受けられる。その他の授業との有機的連携をさらに進めることが課題か。国際的内容であっても、地方の視点が常に取り入れられていることは、今後の行政にとってきわめて重要であり、評価できる。
- 学生にリサーチの方法論をしっかり教えておられる。とくに現場に足を運ぶことを求めておられるようで、感心(というよりは安心)した。これは本当に大切なことである。

また、ワークショップの内容を見ると、貴学教員の研究成果が最も反映されているのが 公共政策大学院の教育ではないかと思われてくる。つまり、先生方が研究と教育の一体性 を楽しんでおられるように見えるということで、羨ましい限りである。

2014年2月7日開催の東北大学法学部・法学研究科外部評価(第三者評価)委員会に先だって学生諸君と面談したが、ワークショップについては大いに話が盛り上がった。学生諸君はワークショップには大いに満足しているように見受けられた。ただ、ワークショップIIについては、就職活動や公務員試験の準備との兼ね合いが難しいとの意見が聞かれた。これは実際たいへん難しい問題である。何か支援策が考えられるだろうか。

【今後の課題等】

- 毎回のコメントで恐縮だが、FTA、EPA、TPP、RCEP などの通商問題を扱う講義は必 須ではなかろうか。
- 様々な制約があるとは思われるが、基幹科目・展開科目の内容については、行政上の ニーズの変化への配慮をお願いしたい。

評価項目3. 教育方法 (大変良い:2名、良い:2名)

- フィールドワーク教育が多いことがよい。実務家教員が多いことも、学生にとっても研究者教員にとってもよい。法科大学院の良い点に、従来の研究者と実務家の間の高い垣根がとりはらわれ、学者が実務に注目し、実務家が学説に興味をもったことだという人が多い。
- ワークショップにおいて、現場での調査や意見交換を通じて生の政策課題を体感し、 政策課題を観念的なものではなく現実的なものとして捉えたうえで解決策を検討してい く仕組みを採っていることは高く評価したい。また、少人数の学生に対し理論と実務の専 門家を1名ずつ配置し、理論と実務のバランスがとれたきめ細かな指導ができる体制が確 保されていると考える。
- 行政の現場では、市民や関係機関等に対して政策の目的を的確に説明し理解を得る「 説明力」が極めて重要であり、文章作成能力やプレゼンテーション能力、答弁能力、交渉 能力の涵養まで視野に入れた教育方法は適切であると考える。
- シラバスを見ると、ワークショップにおける「目的」と「方法」の記述がかなり具体的で、何をやろうとしているのかが明確になっている。教員チームの組み合わせも面白い。 ワークショップという形態を採ることで、学生の自発的な研究を促し、また学生同士が意見をぶつけ合うように仕向けておられるのは素晴らしい。OB・OGたちのメッセージ

(「東北大学公共政策大学院 2014大学院案内」11-13頁)から、ワークショップでの経験が彼らの貴重な思い出であること、そしてその経験が実務でしっかり役に立っていることが窺われて、感動した。

2014年2月7日開催の東北大学法学部・法学研究科外部評価(第三者評価)委員会に先だって行われた公共政策大学院担当教員との面談において、ワークショップのテーマについては、担当教員からそれぞれ4つぐらいずつ案を出してもらい検討委員会で揉んでいるとの説明があった。それを伺ってシラバスの内容がたいへん充実している訳が分かった。

【今後の課題等】

○ 委員会に先立って行われた学生諸君との面談では、1 つのワークショップ I を受講する学生が10名を超えると、自分はそれほど活動しないで他人の調査結果に乗っかるフリーライダー的存在がどうしても出てきてしまうという意見があった。この点について教員面談で見解の披露を求めたところ、受講者数の限定には意を注ぐつもりであるとの回答があったので、今後の成行きに注目したい。

また、学生諸君から、公共政策基礎理論では3回ぐらいを使って行政法全般を教えているが、これは法学部卒業者にはつまらないし、逆に法学未修者には全く理解不能であるとの不満が出ていた。この科目は衣替えが予定されているようなので、次年度のチェックポイントとして重視したい。

評価項目4. 成績評価・修了認定 (良い:2名、特に問題はない:2名)

【評価すべき点】

○ レポートと平常点で成績を評価している科目が多いが、それは講義の性質上やむを得ないと思う

【今後の課題等】

○ 自己点検評価報告書をベースにするかぎり、制度としては特に問題はない。(制度は問題がないが、現実に教員による成績評価の甘辛の大きな差はないか、出席点で下駄を履かせていないか、本来D評価の者をC評価として救済していないか、が問題となるが、判定のデータがない。)

評価項目5. 入学者選抜

(大変良い:1名、良い:3名)

【評価すべき点】

- コミュニケーション能力と集団作業への適性、公共性への情熱と公務に対する献身的な資質は行政の実務において必要不可欠なものであり、入学者選抜に当たりこれらの資質を重視し、また、そのことを学生に明示していることは適切であると考える。
- 政策課題の解決には幅広い視野と多角的な検討が必要であり、様々なバックボーンを 持つ者が入学できるように配慮しているのは意義のあることと考える。
- 出身地や出身大学がかなり散らばっているようであり(出身学部にも、ある程度の散らばりが見られる)、貴学の選抜はとくにその面でうまく行っていると思う。

【今後の課題等】

- 面接に60分を掛けるのはよいが、面接官が大学研究者でかつ複数だと、人物の見方が 画一化することになる。アメリカMITでは面接官はOBOGで各界で活躍している人、 学生面接選抜の結果を追跡調査し、優秀な学生を選べなかった面接官は交代してもらう、 とのことである(利根川進、私の履歴書、日経2013年10月31日朝刊48頁)。参考にしては いかが。
- 本大学院への志望動機などについて学生の生の声を聞ける機会があればありがたい と思います。
- 選抜方法(小論文と補完的な口述試験)についてもとくに問題はないと思うが、学生 諸君からは、口述試験で弁舌爽やかに応答できる者の点数が高く、訥々と考えながら喋る 者は評価されていないのではないかという意見が聞かれた。一考を求めたい。

評価項目6. 学生への支援体制 (良い:3名、特に問題はない:1名)

- 「学生への支援体制」というと、オフィス・アワーの設置や奨学金やOBOGによる 学習生活の指導などを意味するものと了解していたが、それについては資料がない。施設 面では大変よい。
- 学生にとって最も身近なワークショップ担当教員をアドヴァイザー教員と位置づけて学生からの相談に対応し、1年次には同教員による進路指導の個別面談も実施していること、相談内容のうち特に重要な事項は全教員にフィードバックできる体制を確保していることから、質の高い支援体制が構築されていると考える。

○ これだけのワークショップが実施できているということが、素晴らしい支援だと思う。 施設面のことはよく分からないが、OB・OGのメッセージや学生諸君の座談会発言から 窺われるところでは、その気になれば夜を徹して議論できる環境があるのではないか。

【今後の課題等】

○ 毎年一定数の国家1種合格者を確保するよう更なる努力をお願いしたい。

評価項目7. 教員組織 (大変良い:2名、良い:2名)

【評価すべき点】

- 多数の実務家教員と多彩な外部講師がよい。これらの実務家教員と研究者教員の間の「理論と実践の融合」が推進されていることも高く評価できる。
- 研究者と実務家が偏りなく配置されていると考える。引き続き、教員としての指導能力を併せ持った優秀な実務家を確保していくことを期待する。
- まったく問題ない。素晴らしい。

【今後の課題等】

○ 法学部・法学研究科との緊密な連携の継続を希望する。

評価項目8. 管理運営 (良い:2名、特に問題はない:2名)

- 選考委員会での審査やFD委員のサポート等、教員の指導能力の水準を確保するための仕組みが適切に構築されていると考える。
- 教育内容や教育方法における問題点の発見・分析・改善を行う仕組みが構築されている。また、実際に改善の成果が挙がっていることから、この仕組みが適切に運用されていると考える。
- よく分からない面があるが、とくに問題があるようには見えない。

評価項目9. 施設・設備・図書等 (大変良い:1名、良い:2名、無記入:1名)

【評価すべき点】

- 大変に恵まれた施設があり、学習環境もよい。
- 各学生に24時間使用可能な固定席の自習室を設け、図書室にも自習用のスペースを 設けるなど、学生が自主性を活かして学習できる環境の整備に努めている。
- 図書室には必要な書籍が揃っているようであり、またワークショップ室なる部屋があって、学生諸君はそこに本を持って行って読むこともできるようであるから(「東北大学公共政策大学院 2014 大学院案内」15 頁の橋本君の発言による)、少なくとも特段の問題はないと言えるのではないか。

【今後の課題等】

○ 海外勤務のため、最近の状況が良くわかりません。資料上は改善されているようなので、機会があれば伺いたいと思います。

評価項目 10. その他

【評価すべき点】

- 考える「足」に象徴される現場主義の思想がよい。
- お送りいただいた「公共政策大学院 講義要綱」であるが、冒頭の「公共政策大学院 履修案内」の文章に感心した。この種の文章は、書いてあることは無味乾燥で、できれば 読みたくないものであるが、それをこれだけ読ませるものに仕上げた書き手の力量と学生 への思いやりに拍手を送りたい。

【今後の課題等】

- 被災地における行政の現場では、震災によりこれまで想定していなかった様々な政策 課題が顕在化しており、日々迅速かつ適切に対応することが求められている。今後復興が 進めば新たな課題が浮上してくることも想定され、政策立案能力・課題解決能力の重要性 は増すばかりである。ワークショップでの研究テーマを拝見すると、学生の震災に関連す る政策課題の解決への意欲は高いと思われるが、本大学院の質の高い教育を通じて学生が 高い政策実務能力を身に着けて、被災地の行政の現場で活躍することを期待したい。
- 貴学の公共政策大学院では、同窓会のようなものは出来てきているのであろうか。各期のOB・OGの間だけであれば、すでに相当の結束力があるように見受けられる。OB・OGには県庁等の行政機関に勤務している人が多いようであるから、政策課題に関する意

見交換なども行われているものと推測する。それがまた母校の講義に(そのまま教材にすることは難しいとしても)反映されれば、素晴らしい教育の循環が生まれるのではないかと思う。

IV 総評

【評価すべき点】

- 学部教育はいまのままでよいように思う。学問のおもしろさを教える教育をしていた だきたい。
- 公共政策大学院は研究と実践の融合を目指している点で正しい方向を向いている。ぜ ひ、この基本方針を堅持してほしい。
- 東北大学法学部、研究大学院、法科大学院及び公共政策大学院はたいへん良い環境の中で、大変よい教員を集めておられる。もっと全国に宣伝する必要がある。とくに法科大学院は足下の法学部の優秀な学生を囲い込むべきである。
- 第三者評価は、法科大学院の様々な課題を身内だけで議論するのではなく、文字通り 第三者の目に晒し、透明度と社会化を増し、教育担当者・法科大学院運営者が緊張感(= 社会的責任)をもって学生を育成する重要な仕組みであると考えます。
- 貴学の評価は今回が初めてで、よく分からないところがあり、そのためいくぶん辛目の評価になっている部分があると思う。いろいろと想像を巡らせて不確かな部分を補うと、貴学の教育はとても素晴らしいものに見えてくる。次回は、それを確信して書きたいものである。

【今後の課題等】

- 東北における法曹教育と行政官教育の雄として、法学部・研究大学院・法科大学院・ 公共政策大学院それぞれ志を高くもって教育に当たって欲しい。とくに、法科大学院制度 は混迷の度を増しており、司法試験合格率万能主義がはびこっており、それを文部科学省 と法曹三者が後押しするという構図になっている。そのため、多くの法科大学院は、「良 い法曹教育」を犠牲にして司法試験対策教育に走っている。東北大学法科大学院はこのよ うな風潮に毒されることなく、「良い法曹」教育を進めて欲しい。もちろん、「良い法曹教 育」を犠牲にしない範囲で司法試験対策を行い、司法試験合格率を高め、優秀な志願者を 集めることも大切である。
- 研究大学院は、将来の法学政治学研究者の教育の危機のなかで、是非法学政治学研究 者後継者養成に力を注いでいただきたい。
- 制度の根幹にかかわることであるが、いかにデータを与えられても教育の門外漢である「第三者」に実のある評価が可能であろうか。世間は、この結果を全く問題にもしていないように思える。補助金のための申請書類くらいにしか見られていない。結局は合格者数である。予備校になってはいけないとあれほどうるさかった文科省が、今度は合格者数が少なければだめと言い出している。志望者激減の原因究明と対策を講ずることが急務ではないのだろうか。

資料

平成 25 年度東北大学大学院法学研究科・法学部外部評価(第三者評価)委員 外部評価委員(7 名) ※五十音順、所属・職名は平成 26 年 2 月 7 日当時

【各委員の担当】

A: 法学部·研究大学院、法科大学院、公共政策大学院

B: 法学部·研究大学院、法科大学院

C: 法学部·研究大学院、公共政策大学院

東北大学法学部・法学研究科外部評価(第三者評価)委員会内規

制 定 平成19年 5月16日

(設置)

第1条 東北大学法学部・法学研究科に外部評価(第三者評価)委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - ①法学部・法学研究科の研究教育に係る活動実績・活動状況・環境整備状況 等について客観的評価を加え,活動内容に問題点・改善点があるときは, これを指摘すること。
 - ②外部評価(第三者評価)報告書のとりまとめに関すること。
- (2) 前項の目的のため、委員は法学部・法学研究科に対して、研究教育活動資料等の提示および内容の説明を求め、施設等の調査をすることができる。

(組織)

第3条 評価委員会は、大学、公的機関、民間企業等の有識者8名以内の委員を もって組織する。

(委員長)

第4条 評価委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により定める。

(会議)

- 第5条 評価委員会は、第2条第1項第1号および同項第2号に定める事務を行うため、 評価委員が出席する会議を開催することができる。
- (2) 委員は、前項の会議に出席しない場合であっても、文書を送付するなどの方法によって、会議において意見を述べることができる。
- (3) 評価委員会は、専攻、学部ごとに、評価を実施することができる。専攻、学部ごとの評価については、評価委員会の一部の委員によって評価を実施することができる。
- (4) 第1項及び前項の会議には、必要に応じ、オブザーバーとして、法学研究科長・ 法政実務教育研究センター長・専攻長・評価担当教員および担当職員が出席できるものと する。

(委嘱)

第6条 委員は、研究科長が委嘱する。

(任期)

第7条 委員の任期は2年とし、更新を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

(外部評価 (第三者評価) 内容の公表)

第8条 外部評価(第三者評価)における意見は、個人を特定せず、評価委員会での意見としてとりまとめ、その概要を外部評価(第三者評価)報告書、

ホーム・ページ等で公表する。

(報酬)

- 第9条 委員等に対しては、所定の旅費及び報酬を支払うものとする。
- (2) 前項の詳細は、別途定める。

(外部評価 (第三者評価) 補佐委員会)

- 第10条 評価委員会の運営を補佐するため、法学部・法学研究科に外部評価(第三者評価)補佐委員会(以下、「補佐委員会」という。)を置く。
- (2) 補佐委員会は、法政実務教育研究センター長及び3名の評価担当教員をもって組織し、法政実務教育研究センター長が委員長をつとめる。

附則

この内規は、平成19年5月16日から施行する。

附 則(平成20年9月10日改正)

この内規は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成21年3月18日改正)

この内規は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成21年12月16日改正)

この内規は、平成21年12月16日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成21年12月1日から適用する。

附 則(平成23年7月20日改正)

この内規は、平成23年7月20日から施行する。

附 則(平成24年12月19日改正)

この内規は、平成24年12月19日から施行する。